

小値賀町議会第二回定例会  
(第三日目)

一、出席議員

十人

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立伊岩浦小土末宮松近

石藤坪 辻 川永崎屋藤

隆忠義英 隆 重一良治育

教之光明郎佳朗保郎雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	住民課長	住民課理事	産業振興課長	産業振興課理事	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	担い手公社事務局長
西	谷	筒井	熊脇	中川	吉元	平湯	西村	尾崎	升水	尾野	田川	蛭川	松本
浩	良	英	一	一	勝	貴	久	孝	裕	英	幸	晴	充
三	一	敏	也	也	信	浩	之	三	司	昭	信	市	司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

岩 大  
坪 田  
百 一  
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成二十四年六月十四日（木曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・近藤育雄議員）
- 第二 報告第一号 平成二十三年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第三 議案第三〇号 小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第三一号 小値賀町印鑑条例の一部を改正する条例案
- 第五 議案第三三三号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第三四号 平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）
- 第七 議案第三五号 財産の取得について
- 第八 発議第二一号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案
- 第九 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 議員派遣の件について

午前十時零分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・伊藤忠之議員、一番・近藤育雄議員を指名します。

日程第二、報告第一号、平成二十三年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町長

町長（西 浩三） おはようございます。

報告第一号、平成二十三年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、諸事情で、二十三年度中の完成が難しくなり、次年度で完成させることにしておりますが、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第四百十六條第二項の規定により、ご報告するものでございます。

全四件の繰越事業の内訳は、計算書記載のとおりでございますが、建設課関係で漁港事業の小値賀島地区漁港機能保全工事と道路事業で町道大浦線道路改良工事が各一件、四千十六万六千円で、総務課消防関係が小型動力ポンプ付積載車購入事業と防火水槽整備事業の二件、五千四百四十万円でございます。

財源内訳としましては、県費一千三百二十九万七千円、地方債六千二百八十万円、一般財源一千九百四十六万九千円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（立石隆教） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） この繰越計算書の報告については、異議がありませんが、これに関連してですね、町道の大浦中央線、これが今日看板を見てきたら、工事期間が八月の二日になっておりました。それでですね、もう明日から、いよいよ梅雨が始まるような予定ですので、せっかくあそこまで工事がしたのに、また雨でちよつと地盤が緩むんじゃないかと思うんですが、この八月二日までの延びた理由をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この大浦中央線につきましては、前回の五号補正の五月の臨時議会の折に、ご説明したかと思うんですけども、一応、豪雨災害によって地盤がずれたということで、更に、一応九百万円の追加をお願いして承認していただいておりますけれども、一応その九百万円の工事分ということで、道路のこつちから行けば右側の分になるんですけども、あの分が九百万円追加されたものですから、一応工期も八月二日に延長させていただいております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） この大浦線の工事についてはですね、もう非常にあの…。まあ通行止めの看板もかかっておりますけども、もう結構、あの墓参りのおばさん達がですね、ウンボのほんのギリギリまで、そしてもうこつちは田んぼ、畑があって、高さが一メートル五十ぐらいあるんですが、それを通ってるんですよ。これはもう実際、私も見ました。そういうところで、勿論、安全対策も必要です。もうちよつと、そういう方面をですね、行政としては気配りをして業者に注意を促すようなことをやって欲しいんですが、その点はどうか捉えていますか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

一応、警察等にも届出をいたしましたして、全面通行止めというところで行なっておりますけれども、そういうことで中々お年寄りや迂回、迂回というか、少し遠回りになるということや通られているということを、私もちよつと認識してなかったんですけれども、一応、これから、特にですね、業者の方には、そういう歩行者についての注意を、安全対策を十分取るように指示をいたしておきます。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） あと一点だけお伺いしますが、あそこですね、救急車がちょうど浜津の海岸の方からずっと登ってきて、途中で引き返したことがあることを聞いてますんで、そこら辺もですね、消防署の方にはちゃんと連絡をしておるんですかね？

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 一応、町内については、一応そういうふうには周知はしているつもりでしたし、大浦中央線の大浦側の集落の所には、立て看板をですね、先の方に立てろということ、手前、近くまで来て通行止めということを知るんじゃないかと、もつと先の方ですね、から注意看板を立てるようという指示をしておりますので、それをもう一度、徹底させたいと思います。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） それでは続いて消防費の件でお伺いしますが、この防火水槽の工事がですね、現在の分団長会議では、もうすぐにも始めるようなことを言ってたんで、まだ出来ないのかという苦情が、私のところに来まして、私もちよつと対応に困ったんですが、これ防火水槽はいつ頃から始まるんですか？

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

一応、六月中には発注したいという気持ちで努力はしてはいたんですけども、中々ちよつと職員の手も回りませずに七月の発注で頑張りたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

平成二十三年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

よつて、報告第一号、平成二十三年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり承認されました。

日程第三、議案第三〇号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第三〇号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、町立診療所で診療業務を行う医師に限定して定年を七十歳に延長するものでございます。

今般、長崎県との医師派遣協議の中で、色々の条件整備の必要性を感じましたが、医師の確保が難しい中で、特に六十歳という年齢では、十分、仕事が出来る人材であっても採用ができないことや、長崎県の条例との関係を事前に調整しておく必要が生じたので、長崎県をはじめ、他の自治体の状況等を参考にし、見直すものでございます。

条文の改正内容をご説明いたします。末尾に添付いたします新旧対照表をご覧ください。

条例第三条に、ただし書きを追加する改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	—
—	再開	午前	十時	—
—		十一分		—

副議長（伊藤忠之） それでは再開します。

質疑ありませんか。

立石 議員

十番（立石隆教） 全国のと言いますか、長崎県でもそうですけども、先程、提案理由の説明の中にも話しておられました



が、公的機関、例えば自治体の病院とか、そういうところの医師の定年というのは、普通の職員と違って年齢が少し高いという事は承知しております。大体、平均的に何歳ぐらいが定年ですか？

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） 診療所の事務長の方から、お答えをさせていただきます。

副議長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

一応、長崎県内の離島を有する市町を調べましたところ、六十五歳が最も多いようでございますけれども、平戸市と五島市に限りましては七十歳定年となっております。新上五島町につきましては、六十七歳となっております。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 全国的に申し上げますと、最も多いというか、格段に多いのは六十五歳定年ですね。医師の場合は、で、

この医師はですね、命を預かる立場にありますから、医師自体がどれぐらいの年齢まで仕事が出来たろうかという議論があります。それは、個人の場合ですね、信頼関係があれば百歳だって出来ると思います。しかし、その中で公的機関が行なうということについては、それなりのやっぱり定年というのは考えなきゃいけないというふうに思います。それが、七十で正しいのかどうかというのは議論の余地があると思います。

もし仮に、六十五歳がですね、県内において六十五歳定年、医師は六十五歳定年が多いと考えればですね、定年してから小値賀に来ていただくということも可能ですね。そのことも想定しているんですか？この七十歳というのは。

副議長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

確かに、県内では六十五歳定年が多くございまして、また長崎県病院企業団の方も六十五歳定年ということでございまして、まあ小値賀町につきましては七十歳ということで一応、門戸を開放しときまして、六十五歳で退職された方も一応、うちの方で受け入れる態勢づくりを一応しておきたいと思っております。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 医師の確保に難しい時代に入って、特に離島においては難しいという状況があります。で、その状況の

中で六十五歳、つまり七十歳までしますと、六十五歳を定年退職された医師は、小値賀に行くと思き口があるというふうになればですね、来るようになってきて、医師の確保には貢献をするのかなというのを一見そう思います。

しかし、これがですね、定着いたしますとね、若いうちの医者は来なくて、六十五歳以上になってから小値賀に就職すると、五年間だけ七十までやるというような形になりはしないかという懸念は抱かないんですか？

副議長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

出来れば、大住元先生みたいに若い先生が来ていただくのが一番良いとは思っておりますけど、一応、それでも現状といましては、中々医師確保が難しい状況にありますので、一応、定年だけは七十歳にいたしまして、幅広い人材を一応、求めていきたいと思っております。

副議長（伊藤忠之） 立石議員

十番（立石隆教） うがった見方になるかもしれませんが、もし仮にですね、どなたか来ていただくというような予定を立ててる医師が、内々において六十五歳まで勤めたいと、その後、小値賀に来るとかっていう考えがあったが故に、七十歳まで引き上げたということはありませんか？確認をしておきます。

副議長（伊藤忠之） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） ええ、そういうことはございません。

副議長（伊藤忠之） しばらく休憩します。

—	—
再	休
開	憩
—	—
午	午
前	前
—	—
十	十
時	時
—	—
十	十
分	分
—	—

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三〇号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三〇号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第四、議案第三一号、小値賀町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西 浩三)** 議案第三一号、小値賀町印鑑条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

来る七月九日の改正住民基本台帳法の外国人住民に関する規定の施行に伴って、外国人登録法が廃止となります。本町でも昨年からの対応準備を進めてきておりますが、このたび本条例の外国人登録関係の条文について改正する必要があるが生じたので、ご提案申し上げる次第でございます。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法改正施行分と、以前から印鑑登録及び交付事務が電子処理システムに変わっておりますので、合わせてその部分の改正を行うものでございます。

附則で、施行日を交付の日、適用日を平成二十四年七月九日とし、また、経過措置規定を定めております。  
以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） それでは、改正概要について説明いたします。

全体といたしましては、外国人登録法関係条文を削除して、改正住民基本台帳法を適用する旨の定めとしております。法施行に伴いませんして、七月九日からは外国人の方も住民登録が出来るようになりますが、本人の申し出によって氏名の標記がカタカナなどの通称の使用が可能とされており、そのために改正が必要となっております。

それでは、条文を条例新旧対照表に沿って、説明いたします。

第二条関係は、外国人登録法の定めを削除し、登録資格者を住民基本台帳記録者に一本化しております。

第四条も外国人登録関係の削除でございます。

第六条関係は、外国人にかかる通称を可能としたこと及びカタカナ表記の規定、合わせて印鑑登録原票を電子処理システム化することの定めでございます。

第七条については、登録の際の通称規定改正及び例外規定の追加でございます。

第十三条は、抹消規定の中に、外国人住民を含む氏名変更規定と抹消をしたときの通知義務を追加しております。

第十四条は、電子処理システムで証明書を発行する定めの改正でございます。

附則としまして、改正条例の施行期日及び適用期日並びに外国人に係る登録原票の取扱い経過措置の規定を定めております。

以上、条例改正概要の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三一号、小値賀町印鑑条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三一号、小値賀町印鑑条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第五、議案第三三三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西 浩三)** 議案第三三三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、今年度の国民健康保険運営の全体概要とそれに係る医療費の見込額及び申告受付が終わりま  
して、課税標準額が固まりましたので、先日、国民健康保険運営協議会に国保運営方針と保険税に関する諮問を行い、その  
審議結果の答申を踏まえまして、税率を改正いたしたく、提案するものでございます。

なお、詳細については、担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適正なご決定を賜りますよう  
お願いいたします。

**議長(立石隆教)** 住民課長

**住民課長(吉元勝信)** それでは、改正概要について、ご説明をいたします。

今年度の国保運営につきましては、昨年度の医療給付費が途中から上昇の傾向となっており、基金二千万円を繰入いたしましたけども、最終的に繰越金が一千三百万円程度と例年のように多く見込めない状況から、歳入で二千八百万円弱の不足額が生じ、かなり厳しい運営になる予想で、それに伴いませんして保険税を増額する必要性が生じております。

これらのことを運営協議会で審議していただきましたが、「将来を見据ながら運営を行なう必要性はあるものの、急激な保険税の増額は被保険者に大きな負担となる。」とのご意見を受けまして、昨年同様に基金を約二千万円繰入を行い、残り保険税の引き上げにより対応させていただくということにいたしました。その方針に基づき、昨年度の現年度分徴収予定額と比較いたしまして約六百万円の増額となった次第でございます。

また、後期高齢者支援分や介護納付金分につきましては、県北各市町の動向を調査しながら、今後のことも考慮し、各制度に必要な応分負担算定方式の同意をいただきましたので、調整を最小限に押さえながら、支払基金算定額分の賦課としております。

以上によりまして、所得割、均等割、平等割のそれぞれの税率、税額を改正するものでございます。

それでは、改正の概要について説明いたします。新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただきたいと思いますというふうに思います。

第五条の改正は、医療給付費分の均等割額一万一千円を一万三千五百円に改正するものでございます。

第六条は、後期高齢者支援金等分の所得割額三・二％を三・四％に、

第七条は、同均等割額八千円を九千円に、

第七条の二は、同世帯別平等割を特定世帯以外の世帯一万円を九千円に、特定世帯五千円を四千五百円にそれぞれ改正するものでございます。

第八条は、介護納付金分にかかる所得割額二・三％を三・四％に、

第九条は、同均等割額七千円を一万円に、

第九条の二は、同世帯別平等割一万円を一万五百円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

第二十三条は、関連した七割軽減、五割軽減、二割軽減のそれぞれの変更でございます。

これによりまして、今年度の国民健康保険税課税総額を八千八百万円程度と見込んでおります。

附則で、条例の適用時期を平成二十四年四月一日からとし、平成二十四年度国民健康保険税に適用することといたしております。

以上で、改正の内容について説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤 議員

**九番（伊藤忠之）** 先程、住民課長の説明で、基金を二千万程、取崩したということですが、あとこの財政調整基金はどのくらいの残高になってますか？

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

三月末現在で、一億六千三百八万二千四百八十一円でございますので、一億四千三百万程度になるといふふうに考えております。

**議長（立石隆教）** 伊藤 議員

**九番（伊藤忠之）** この国保税にですね、今回、行なわれている特定健診、これにも今度、国保税に大きく影響すると思うんですが、この特定健診の今年の受診率は、今のところ、もう、お分かりになれば、大体…。昨年よりも多いのか少ないのかだけでも良いですけども、お願いします。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

先日の行政報告の中でも報告させていただきましたけども、現在の速報値では、五八%ということになっております。昨年度が四七%程度でしたので、一一%伸びている状況で、更にこれを伸ばすためにですね、「追加の健診が出来ないか。」ということについても今後検討させていただきたいというふうに思います。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑はありませんか。

岩坪 議員

**八番（岩坪義光）** 先程、住民課長の説明の中で、医療給付は上がったということ、負担もそれなりに上がっている訳で

すが、個人負担が上がってくれば、結局今、滞納者のことでも問題になっておりますが、今後この国保の課題といたしまして、医療費ちゅうか、医療費の分が上がらないちゅうか、そういうふうな対策ちゅうか、今、伊藤議員が言われました特定健診、これもある程度、響いてきますけども、事前に予防する対策とか、そういうふうな、今後取り組んでいく課題として、何か考えておりますか？

議長（立石教隆） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるようになりますね、やはり国保税に関わってきますので、医療費をできるだけ抑えるというか、伸びないようにするということが、大きな課題ではないかというふうに考えております。

で、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、本町の場合は、コレステロールが高い人がかなり多いので、そういう方を健診の中で把握しながら、運動療法とか食事療法、そういうような形ですね、教室を開いて、出来るだけ、そういう方達を増やさない、或いは、そういうふうに罹った方の症状をですね、軽減させる。そういったものを今年度から進めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、現在、糖尿病教室とか、血圧相談とか、そういったものも行なっておりますが、今回から、コレステロール対策についてもですね、並行して実施させていただきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから、議案第三三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第六、議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算(第一号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西 浩三)** 議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算(第一号)について、ご説明をいたします。  
第一条に示しますとおり、二千七百八十五万四千円を追加し、補正後の予算総額を三十二億七千二百八十五万四千円とするものでございます。

補正の主な内容は、議会費と総務費で、小値賀会関係予算の新規計上、福祉関係で敬老祝金、産業振興関係で農林水産省の二十四年度新規事業の新規就農者に対する青年就農納付金、磯焼け回復支援事業、観光関係で音楽祭補助金、教育関係で尼中東店に係る文化財保護事業費の計上が主なものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長(立石隆教)** 総務課長

**総務課長(中川一也)** それでは歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入より概要をご説明いたします。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金は、町村福祉事務所設置推進事業費補助金十四万六千円の補正で、補正後の額を二億三千四百六十四万七千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金一千万一千円の計上は、四目・農林水産業費県補助金、一節・農業費補助金で青年就農補助金九百万円、三節・水産業費補助金で磯焼け回復支援事業補助金二百万円が主なもので、補正後の県補助金を一億

六千二百七十九万七千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金を一千七百四十万円計上し、補正後の基金繰入金を一億六千六百七十三万九千円としております。

十九款・諸収入、四項、五目、四節・雑入は、サマージャンボ宝くじ基金市町交付金九十一万四千円の減額外八十四万七千円を減額し、補正後の額を三十六万円としております。

歳出について申し上げます。

一款、一項、一目・議会費、九節・旅費を十二万五千円増額し、補正後の議会費を五千九百九十万三千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費は、一目・一般管理費を十万円、六目・企画費で十九節、小値賀会交流旅費補助金四十五万円外五十九万四千円を計上、補正後の一項・総務管理費を三億六千五百四十四万五千円としております。三項、二目・住民基本台帳ネットワーク費は、財源組替でございませう。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費は、福祉事務所設置に向けた職員の研修費用五十九万二千円、三目・老人福祉費は、敬老祝金関係で六百四十二万三千円を計上し、補正後の社会福祉費を三億六百六十万九千円としております。二項・児童福祉費は、二目・母子福祉費十一万円、三目・児童福祉施設費十万一千円を計上、補正後の額を四千八百九十七万七千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費は、一目・保健衛生総務費で、看護師奨学金外百二十五万五千円、四目・健康増進費三十七万一千円を計上し、補正後の保健衛生費の総額を一億四千八百八十五万三千円としております。二項・清掃費、一目・塵芥処理費を十九万二千円計上し、補正後の清掃費を九千八百八十一万一千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費一万三千円計上、三目・農業振興費一千二百二十二万五千円の計上は、十九節、小値賀町担い手公社活動費補助金三百二十二万五千円、青年就農給付金九百万円が主なもので、一項・農業費の総額を二億三千四百九十五万八千円としております。三項・水産業費、二目・水産業振興費は、磯焼け対策関係で百二十五万円を計上、補正後の水産業費の総額を二億四千二百四十四万一千円としております。

六款、一項・商工費、三目・観光費は、おぢか国際音楽祭に係る補助金二百五十万円の計上が主なもので、二百七十七万二千円を計上、補正後の商工費の総額を一億一千九百二十五万三千円としております。

七款・土木費、二項・道路橋梁費、二目・道路維持費は、節の組替でございませう。

九款・教育費、四項・小値賀中学校費を七万七千円計上し、補正後の額を一千五百七十一万一千円としております。七項・社会教育費、五目・文化財保護調査費は、町に寄付される予定の尼忠東店の危険箇所部分の解体補助金百五十万円の計上が主なもので、百七十万円を補正し、補正後の額を六千八百二十二万六千円としております。八項・保健体育費を三十五万円計上し、補正後の額を二千六万四千円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 第十四款・県支出金

浦 議員

**七番（浦 英明）** 三節の水産業費補助金で二百万、磯焼け回復支援事業ということで、先程、総務課長が説明されましたけども、これについては、後で歳出の方で出て来るので、そこで聞けばよかったですかとは思いますが、百二十五万円ですね。これは当初予算で百万円、消耗品費は計上しております。今回、百二十五万円をまた計上しております。この内容をお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

これはですね、当初予算にもポンベとかコンプレッサーとか、そういうふうな備品を含めまして、五百万程度の予算を組んでたと思いますけども、今回、県との色々協議をしましてですね、例えば、ガンガゼです。ガンガゼの駆除とかを完璧にした後に、その後に藻場ブロックを入れた方がより効果的じゃないかということで、この藻場ブロックを今度歳出で組んでおりますけども、それを入れるということで補助対象は五〇%の二百万ですけども、限度額が事業費で四百万ということ。で、当初予算で組んでいた分を含めると、四百万を超えますので、限度額の二百万を今回補助してもらおうということ。ご

ざいます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 内容については分かりましたけども、前、藻場の特別委員会を作る時に、私もちょっと聞いたことがあ  
るんですけども、種苗センターにおいてですね、アマモとかそういった違う藻なんかを今度やりたいというふうなことを言  
っておりますけども、それはこの事業ではないんですか？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

それはですね、今の種苗センターの前に藻を貯蔵しておりますけども、自然に。あの種とかですね、浮いて流れた藻です  
ね、そういうようなスポアバッグの中に入れてましてですね、そのブロックに結び付けて増やすというふうな方向も色々検討  
して、それもやりたいというふうな思っております。それも事業費の中に入っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 県補助金の農業費補助金でお伺いします。

これですね、まず戸別所得の補償の十八万の減額と、農業経営公共団体の補助金、これの十八万は同じ関連ですかね？  
ちよつと確認のためにお伺いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

当初予算ですね、今、申し上げました農業者の所得補償推進事業費補助金の中にですね、人・農地プランの事務費に当  
たる分の十八万が入っておりますので、それをですね、今度、人・農地プランの補助金の方に振り替えたということで、  
その中に、当初予算で二百八十八万組んだと思いますけども、これが二百七十万になりました、その十八万が人・農地プ  
ランの計画を立てる事務費に移ったということでございます。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 次に、この青年就農給付金ですが、これはもう一般質問の時に出しましたが、この金の給付金の内容をお  
伺いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これも、この経営開始型のものでございまして、独身者が三名の分と夫婦の二組、合計九百万でございまして。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十七款・繰入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十九款・諸 収入

諸収入、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 議会費の、この旅費ですね、費用弁償の。これの内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） ご説明いたします。

町長の行政報告でも触れましたけれども、小値賀会の交流をより強力にやるということで、議長外随行一名の議員さんの旅費を、今後開催される予定の小値賀会の旅費として、計上しております。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） そのことに関してですね、議長とは相談いたしましたか？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 議長とは直接は相談しておりませんが、議会事務局長の方にはお話をしております。

議長（立石隆教） ほかにございせんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第二款・総務費

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 企画費の中ですね、十九節・負担金、補助、その四十五万の補助金ですけど、これの小値賀会交流旅費補助金の内容についての説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

県北小値賀会、福岡小値賀会、それから関西小値賀会、関東小値賀会の四つの小値賀会の会長外役員二名が、相互に、それぞれの小値賀会の総会に出席するための交通費の助成金として計上しております。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 役員二名の交通費の補助ということですけども、町長にちょっと伺います。

今、財政問題かれこれで色々議論していますけども、自主財源が大体少なくなっていく一方です。まあ少子高齢化が一方では進むと、従って税負担の担い手が、これも少なくなる、その反対側では高齢者が増えて、そしてその支援もまた支援金も増えてくるというようなことを考えますと、行財政改革をもっと進めていかんばならんのではないかなというふうに考えますけども、町長はどのような認識をお持ちですか？

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 行政改革は当然進めてまいります。

このご質問の中の小値賀会の交流費につきましては、一般財源でということでは小辻議員は言っていると思いますけども、一応、私達の計画としましては、ふるさと寄附金等である程度充当できるのではないかとというようなことで、一般財源じゃなくて特定財源でこの事業を進めていけないかと、そのように考えております。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 今、ふるさと納税の話が出ましたけども、何か趣旨がちよっと違うんじゃないかというふうには、今、思います。ふるさと納税というのはですね、小値賀がお金が無いので、その振興のために使って欲しいという寄附金が主なものであると思います。で、まあ一応、振興基金等に繰り入れてというような話になるんだろうと思うんですけど、もし

ですね、そのふるさと納税の使途がね、そういう例えばそういう小値賀町がですね、町とは直接関係の無い外部の団体に交通費等の補助金をやるということ聞いたら、少し憤慨はしませんか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今、町と関係が無いという発言をされたと思いますけども、間違いないですね？これは、町と関係ある団体ではないですかね？ということ、補助金を出そうということでございます。

議長（立石隆教） 小 辻 議員

六番（小辻隆治郎） 町とは関係の無いとは言っておりませんが、町とは直接関係の無いと言っております。その関係の無い一応外部の団体ですから、これに対して町が…。確かに町長の気持ちは理解できます。しかし、そこまで補助金をやるという必要性があるのかというふうに思っています。

議長（立石隆教） ということで、先程の答えをして下さい、どうぞ。 町 長

町長（西 浩三） 私は、小値賀町とかなり密接な関係がある団体であるということ、今回この補助金を創設をしたいということでございます、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 小 辻 議員

六番（小辻隆治郎） 先程も言いましたけども、くれぐれもですね、行財政改革ということ念頭に置くならば、その補助金が適当かどうかは慎重が上にも慎重に決定して欲しいと思えます。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ええ、私の方も慎重にやらせていただきたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） これは町長にお伺いしますが、この交流の補助金ですね、各四ブロックの会長さんからのどなたからか、相談を受けたんですかね？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 例えばですね、会によってそれぞれ会費で払っている会もありますし、そうじゃなくて、会長さんがポケットマネーで出している、そういう会もございます。そういうことで、直接、私の方に要請が、会長さんからあった訳で

はございません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） その上の項目、需用費についてお伺いします。

離島オリジナル切手の購入費、十四万四千円ですね。これは新聞等で報道では聞いておりましたが、もう既に発売はされているんですかね？それとも、その地域割り当てとかということであったんでしょうか？

それと、これは役場から発出する町外向けの、町外というか、役場から発出する郵送にのみ使用されるものでしょうか？伺います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

これは、現在進行中の改正離島振興法の制定に併せて発行することで、まだ発行はされておられません。

離島の重要性、魅力、観光等を発信するというところで、八十円切手を十枚一組のシートで二種類、これが各離島の離島振興の市町に割り当てが来ておりまして、小値賀町の場合は二種類で百組と八十組になります。印刷費等につきましては、その協議会の方が負担することになっておりますので、その額面どおりの切手代を負担するという格好でなる訳でございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） もう一度、小値賀会のことでお伺いします。

最近、小値賀会にですね、職員が何名か伴っていくという実例が出てますけども、これによって旅費、交通費、宿泊費、まあ宿泊費が増えれば宿泊費ですね。それ、従来とどのくらい金額的に変わってくるのか、お伺いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

まあ、福岡小値賀会で今回一名、いつもよりも多い状況だったかと思えます。佐世保の県北小値賀会の場合は、今回は三十周年ということもありましたし、日帰りで旅費で一人五千五百円ということもございましたので、それと併せて「今魂会」をやった欲しいという要請がありましたんで、そのメンバーが行っておりますが、その両方合わせて約五万程度を例年よりも多かったかなと、概算でそういうふうに思います。



議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 今後は関西と関東があるんですけど、まあ予定はどうなってますか？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

例年どおり、随一名というふうを考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

七番（浦 英明） 先程の小辻議員の質問に関連して、私も質問いたします。

浦 議員

これは予算ですね、ちよつと使い道がおかしいんじゃないかなろうかと私は思うんですよ。例えば、前に「ふるさと議会」というのをやりましたですね。あの時は、対外的に他所の方から、島外から来て小値賀に来るということで、これは旅費等を組んで支払っておりますけども、今回の場合は四ブロックの交流のために、移動するために使う、旅費のために使うという、そういった補助であるということであれば、ちよつとこう私はそれと使い道が違うのではなからうかと思うんですけども、如何ですか？

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 確かに前回の「ふるさと議会」とは使い方は違うと思います。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） まあ、その回答、答弁を私は必要とはしておりませんが、町長がどういうふうにか、そこをもう少し突っ込んで聞きたかったですけども、それではですね、こういったその前例が無いのをですね、突発的に上げてくると、こういうのは如何なものかと私は思うんですけどですね、例えば、町長がよく言われます、これは言うたらちよつと前に戻りますから、もう言いませんけども、何て言いますかね、大きな心でやっぱり接していただきたいと、我々議員にも。だから、「こういったことを始めます。」と、要するに「ふるさと納税を使って、こういうふうな小値賀会に補助をするつもりがありますよ。」と、前もって誰かに言っていただければね。先程、議長にも何か言っていたとかいうふうに聞いておりますんで、こういうのを突発的に出されても、我々としても審議するのにですね、時間が無い訳なんですよ。そこをどうお考えですかね？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） お答えいたします。

この件についてはですね、行政報告か施政方針かで申し上げたことがあると思います。突発的に出てきたことではありませんが、まあ先程、総務課長が答弁したのは議長と話をしていないというのは、総務課長の立場で話をしたただけでありまして、一応こういうことを計画してますというのは議長の方には、私の方から事前にお話をしております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 先程の町長の答弁では、各小値賀会で会費で来る所もある、個人で出して来る所もあると、こういうふうに言っておりますけれども、その各小値賀会に打診をしていないというふうなことを、さっき答弁したんですけれども、私が聞いた話は又聞きで、ちよつとよく分からないんですけれども、ある役員が、「そういったお金は貰わなくても良いんではないだろうか。」と、そういうふうなニュアンスで何か言われたことを、私、聞いたんですけれども、どういうふうに考えるんですかね、これ。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） また、人の考え方は色々でしょうから、そういう方も居られるのは十分に承知をしております。そういうことです。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

近藤 議員

一番（近藤育雄） はい、やっぱりその関係でお尋ねしますけど、いやお尋ねというか、確認ですね。

これ、最初に補正予算書いただいている時に、小値賀から向こうの会に行つて、小値賀町の宣伝をするという、そういう人達への補助かなと、私は思つとったんですが、まあ今日までの説明聞いて、各小値賀会間、あの四団体ですか？そこに閉じられるという話ですけども、本当にそれなんですよね？小値賀から行く人のための補助じゃあ無い訳ですね？確認です。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

近藤議員が今、言われたように、小値賀から行く旅費ではございません。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第三款・民 生 費

伊藤議員

九番(伊藤忠之) 民生費のこれは社会福祉総務費、これである社会福祉の主事の資格認定通信過程、これの旅費と役務費が出てますけども、この内容を、まあ関連しても良いですから、内容の説明をお願いします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

来々四月からの福祉事務所設置に向けて、少しずつ準備を進めている訳でございますが、福祉事務所に配置する職員がですね、出来れば社会福祉主事という、そういう資格を持った方が福祉事務所の運営がやりやすいというような、そういうことを伺っておりますので、そういうような関係ですね、通信教育というのを来年の五月から一月までですね、そういう期間において、三人の職員に受講させたいというふうに考えております。

で、この予算にもありますように面接授業の参加というのが神奈川県の方でありますので、四日間という、そういう期間ですが、これに三名を派遣させていただきますたいというふうに考えております。

それから、先程申し上げましたように、通信教育ですので、その受講料といたしまして、これも三人分の費用をですね、今回計上をさせていただいております。

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。民生費です。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第四款・衛 生 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第五款・農林水産業費

伊藤議員

九番(伊藤忠之) これは十九節の補助金ですね、担い手公社の活動資金が、また今回三百万程、出てますけども、この

内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

今度ですね、担い手公社の方で畜産の方で夫婦一組が研修を受けるようになっております。その開設に伴う事業費の負担分でございます。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） その補助金はですね、今年度で終わりですかね？また、ずっと来年、ある程度の年間は経つんですかね？

議長（立石隆教） 担い手公社事務局長

担い手公社事務局長（松本充司） お答えいたします。

担い手公社の農業研修生につきましては、今までは施設野菜、露地野菜が中心で農業研修を受けておりましたけども、今回の研修生がどうしても、その肉用牛を経営をやりたいということで話がありまして、今まではそういう施設もありませんでしたし、どうしたものかなということで色々検討したんですけど、ちょうど歳を取られて畜産を廃業したいという方が居られました、その方の既施設と牛舎と倉庫、それから畑、農業機械、全て含めてですね、それをお借りしまして、そこで研修を受け、研修期間終了後は、それを引き継ぐというような形で、今度、畜産現地実践農場というのを開設しました。で、主に、この金額の主なものですね、研修牛の導入が主なものでありまして、成牛を五頭、これは前の畜産廃業する農家の方から受け継ぐと、評価をして研修牛として買い入れると、それと子牛の育成牛を二頭導入しまして、これは町有めす牛貸付金をお借りしまして、研修終了後に本人に払わせるというようなことで始めておりまして、大体、六割、半分以上がこの導入、素畜費（もとちくひ）です。素畜費につきましては研修終了後、本人に修了生に年賦償還で償還をさせるというようなことで、この資金につきましては、基本的に、さっき言いますように導入資金が主なものであります。で、期間中には、子牛も産まれますので、子牛につきましては、担い手公社の研修牛として産まれた子牛ですので、これは販売しますので、その販売収入が入ってくるということで、来年は餌代を引いて、子牛の販売額から経費を引いて、どのくらいになるか分かりませんが、来年は、この金額は出てこないということになります。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 長々と説明を受けて、反対、私も分からんようになってきました。これはですね、今、担い手公社研修生ですよ。で、もう今年は、担い手公社を卒業して、地元の人畜産の方で勉強して、一本化独立するということです。これは先程質問しました青年就農給付金の該当には当たらないんですかね？年齢もついでにお願いします。

議長（立石隆教） 担い手公社事務局長

担い手公社事務局長（松本充司） 出身は山口の下関です。一人はですね。で、奥さんはイギリスのスコットランドです。で、年齢が旦那さんの方が三十三歳、奥さんが二十八歳です。それと、就農支援資金、準備型と経営開始型とありますけど、経営開始型につきましては、先程、産業振興課長が説明したとおりですけど、研修期間中にもあります。研修期間中のも百五十万ですが、これはあくまでもですね、担い手公社の職員じゃなくて、無報酬で研修を受けるといふ方々しか該当しません。それで、担い手公社の研修生は公社の職員として採用し、社会保険、雇用保険も掛けて給料を月額決まった金額を生活保障費として払っておりますので、あくまでもその公社の職員として位置づけられたものについては、給付金は準備型は該当しないということになりますので、今居る四名の研修生は全て準備型は該当しておりません。二年間ですね。研修期間中、二年間です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） 八節の報償費でお伺いします。

三万六千円程、上がっておりますけども、何回かこの「人・農地プラン検討委員会」ですか？が開催されると思っておりますけども、ちよつと聞き漏らしかもしれませんけど、この検討委員会の委員は何名なんでしょうか？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 昨日もお答えしましたけども、十四名でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第六款・商 工 費

商工費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第七款・土 木 費

土木費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第九款・教 育 費

教育費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

しばらく休憩します。

—	—
再 開	休 憩
午 前	午 前
十 一 時	十 一 時
十 分	十 分
—	—

副議長（伊藤忠之） 再開します。

「これから歳入歳出全般について、ご質疑を願います。」

ご質疑ありませんか。

立石 議員

十番（立石隆教） 先程の町長の答弁の中で、先程、企画費の負担金、補助金の小値賀会におけるこの補助金のところで、私の方に話をしたということでした。私も、それに関連することを聞いた記憶がございます。ですが、私の理解とは全く違っておりました。まさか、このようなことを考えているとは夢にも思いませんでした。というのは、今までの金の出し方と全く違うからです。私は、これを聞いた時には、各小値賀会において、議会から議員がですね、行く時には議長以外は私も議長じゃない時は自費でもって東京なんか行っておりました。ですから、一回につき、十万近くのお金を掛けて行っておりました。その時に、四、五人行った時もございます。で、そういうふうに行くことで、相手方の小値賀会の皆さんが喜んでいただきますので、出来るだけ行ければなあというふうに思っておりました。そういうことが、念頭にありまし

たもんですから、町長がそういうふうの旅費について補助を一部したいという話をされた時には、それは良い事だと思いましたが。そこで、総務課の方にそういうものを組んどういて、例えば半額なら半額、議員が行くにつけても、或いは町内の誰かが行くにつけても、それを該当するようにしたら、各小値賀会の方が開催された時に活発化するだろうと、そういうふうなことに於いて、私は理解をしておりました。それは良い事だと思いましたが、ここに出て来たものは、小値賀の人間が行くということ为前提としておりません。従って、小値賀以外、先程、小辻議員も言ったように、少し舌足らずな言い方ではありましたが、小値賀に直接関係ない、いや関係あるんですが、この場合、言ってるのは、お金の使い方として直接そういう使い方をしているのかということが含まれていると思います。そういうことにおいてですね、私はいれについて少し疑問を持っております。

お伺いをします。外部の小値賀以外の人達に、いや人達ではなく外部以外の組織に今だかつて、こうした補助金を出したという前例がありますか？

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） 私もちよつと記憶にございません。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 私も議員になって、しばらく経ちますが、このような補助金の出し方は記憶がありません。ただし、外部の団体にお金を出すという場合は、負担金とか、例えば「日本一美しい村連合」とかですね、「日輝会」でしたか、そういうふうなもの外側にあるものに入る時には当初から負担金はこれぐらいですよと決められているからですね、それに入る時には当然負担金として我々は生じるんだということを分かった上で、それに入っている訳ですから、当然そういうふうな出し方があります。しかし、全くもって補助金という形で出す出し方は記憶がありません。これはですね、大変大きな転換点になる訳です。すなわち、これを一旦認めると次のケースが出てきます。他のケースが。その時に小値賀会と例えばですね、具体的に申し上げます、今は小値賀出身者の小値賀会でありまして、当然明確に判っている会であります。で、小値賀と関連をしております。しかしながら、小値賀に訪れた方で小値賀のファンになった方がいっぱい居られますが、その方々が、例えば組織を作って、「小値賀ファンの会」というものを外側に作ったとした時に、これも補助対象になるのでしょうか？いや、もっと進んでいけば、ちよつとしたネットで小値賀に対する関心を持つてる方々が、「私達は活動したいけ

ど、こういうお金の出し方があるそうですね。補助金いただけますか？」という時に出すのかと。すなわち、どこが線引きかということが明確ではありません。そのことは、どう判断するんですか？伺います。

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） それはここに「小値賀会」ということで指定をしておりますんで、今のところ、その団体だけを考えておりますが、先程議長が、失礼しました、立石議員さんが言いましたように、小値賀からの小値賀会への交流も進めていかなければならないというのは、もう十分、分かっております、その手始めに議員さん達に今までより多くの方に行っていただきたいということで旅費の費用弁償を組んでおります。ただ、一般の方につきましては、まああの、どの程度、数があるのか分かりませんので、この予算の範囲内でもし出来ることであれば、したいと思いますが、なかなか難しい問題がございますんで、今年はこれでやらせていただいて、来年考えさせていただければと思います。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 一旦、口火を切ったら危ないんですよ、こういうものは。どこかで歯止めが必要です。そういう意味においてはですね、明確な、この場合はこうだからそうなんだということが、明確になればならない。例えばですね、三十周年とかですね、そういうふうな切れ目の節目の時ですから、その小値賀会を盛り上げてあげましょうということなんです、小値賀から大挙して行くのに旅費を出しましょうと、小値賀の人間に出す事については、私は何も申し上げるつもりはありません。尚且つ、小値賀会の皆さんが、小値賀に来ていただいて、そしてそこで小値賀のために色んな提案をいただくということについて、旅費を補助することは大いに結構なことです。しかしながら、小値賀会は小値賀の外側で開かれることであり、尚且つ、それが小値賀の内部と福岡小値賀会との関係、小値賀と関東小値賀会の関係、その中でやるのならいざ知らず、福岡小値賀会と関東小値賀会、県北小値賀会と関東小値賀会みたいなですね、そういうところの活動の費用に負担を小値賀町がするというのは、如何にもおかしいというふうに思います。でもですね、百歩下がりますよ。そうしますと、このことによって、どういうメリットを町長は考えているんですか？

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） 一応、補助金の要綱を作りまして、やろうと思っております。そういうことで、その趣旨をちよつと申し上げますが、出郷者で構成される各小値賀会についてですね、交流人口の増加、それから物産販売等で町の振興の大きな



力になつてゐるといふことでございますんで、この交流活動を活発化するために補助金を出そうといふことでございます。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） ですから、先程申し上げたように、小値賀と県北小値賀会、小値賀と福岡小値賀会との関係であれば、それが言えるんだけど、何で小値賀を吹っ飛ばして、県北と関東、福岡と関西というものに対して、そういうふうな活動を活発化することが小値賀に直接的に好影響を与えることになるんですか？そこをちよつと、もうちよつと明確に答えていただきますか？

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） 私は、各小値賀会間の交流が盛んになりまして、そういうことは、それによつてまた小値賀との関係も活発化するんじゃないかと、そういう考えでございます。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 私は、イメージを聞いているわけではありません。こういう根拠によつて、こうなるんだと私は判断しましたという、根拠を聞いているんです。

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） そういうことですね、私は、これをやれば効果はあるといふふうに思ったので、提案をしております。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） ですから、どのような具体的な効果を考えているんですか？と聞いているんですよ。イメージじゃないんですよと言つてゐるんですよ、私。

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） イメージでお答えしているつもりは無いんですけども、實質いくら補助金を出して、いくら効果があるかといふことについては、ちよつと私の方でも今はつきり数字的には申し上げることが出来ません。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 今の答えはですね、物凄く地面のこの話から空中の話をしていて、この真ん中が無いんですよ。私は、その数字を出せつていふ話をしてゐるんじゃないんですよ。陸地の話と鳥が飛べるぐらいの空間の話をしてくれつて言つて

るんです。具体的に申し上げるとね、例えば、このことで補助金を出すことで、例えばですよ、まあ町長、おそらくそういうことをお考えかなあと思うけど言わないから、私も推測をして申し上げるけど、そのことによって、「ふるさと納税」が増えるのではないかと考えているんですか？と私は聞きたいんですけど、如何ですか。

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） 今、具体的なことを申されましたんで、お答えをしますけど、まあそういうところも頭の中にはありません。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 「そういうところも」っておっしゃっても、他にもあるんでしょう？だったら、そういう話をしないと、議員の皆さんが審議するのに色々な情報を与えないと、しっかりとした審議できないじゃないですか。だから、きちんと説明して下さいと、宇宙みたいな話と地面の下みたいな話ばかりじゃなくて、その間をして下さいっていう、申し上げてるんです。その「ふるさと納税」が増える可能性もあるということは、私も認めない訳ではありませんが、そう簡単に行くかなあと。逆にですよ、私は逆に、そうしたお金の使い方よりは、小値賀から大挙して職員でもですよ、一人か二人の随行者じゃなくて、それこそ産業振興課全員が出掛けて行ってですね、そいでうちの産品、こうやって今から販売促進やるんだというぐらいの勢いを見せて、意気込みを見せて、そして小値賀会の方に行くというところを使うことの方が、「ふるさと納税」は増えると思いますよ。私はそう判断する。だけど、町長には町長の考え方があるから、だったら、そのような考え方を披露して下さいという話をしてるんです。

副議長（伊藤忠之） 町 長

町長（西 浩三） ご趣旨分かりました。

私もこれだけじゃなくて、これはまた拡げるつもりもある訳です。そうすると、先程の話に戻りまして、また際限が無い、取り止めが無いという話になるうかと思いませんので、今年の場合は、今ここに上げておりますように、小値賀会の各小値賀会間の交流事業に、もうあと二箇所しかありませんので、それをやった結果で、まだ小値賀から来て欲しいとか、そういう要望があれば、そういう面にも拡大をさせていただきたいと思えます。

副議長（伊藤忠之） 立石 議員

十番（立石隆教） 私も、今の考え方には、少しというか、大変同感なんですよね。この間、三十周年を県北小値賀会がやりました。その折に、お話をうちの方の職員が出て行ってですね、祝詩をやりました。大変懐かしいということで、喜んでいただきました。そういう形の応援の仕方の方が、私はずっと喜ばれるというふうに思いますし、それが小値賀町をアピールすること、**「ふるさと納税」**やそれから**「小値賀が今どうしていますか？」**って、**「ああ、あんたは、どこの息子さんね。」**っていうことの方がずっとプラスになる。しかもですね、年々、小値賀会の出席者が減っているということを悩んでいますよ。代表者の方々は。だったら、うちの方からどっと出掛けて行ってですね、そしたら同じ年代の人間が**「俺も行くからお前達も集まれ。」**って言えるじゃないですか。そのことによって貢献できるんですよ。そのことの方がずっと活性化すると私は思いますが、そのような考え方は、まあ勿論、先程の答弁の中で、次回はそういうふうに考えたいということでございましたので、それ以上は申し上げませんが、そういうふうな使い方の方がずっと同じ金額にしても、私は効果があるんじゃないだろうかというふうに思います。

それで先程、総務課長とうちの事務局長との間の中で、うちの議会費の旅費の問題が出されておりました。私は、一名分を旅費として、つまり議長以外に一名ですね、一緒に行くということについて旅費を計上したらどうかという話があった時に、それはありがたい話ではあるんですよ。厳しい財政の中でね。議員さんも少しでも行って下さいっていうのは、大変ありがたい話です。ですが、関東小値賀会も福岡、関西小値賀会においてもですね、自分達で自費で盛り上げるために行こうかっていう場合ですね、三、四人行くんですよ。三、四人行く時に一人だけが該当するんですかっていう話になってくるから、それよりは町長が先程、私に話をしたと言った、あの時点の、いや特別に議会費に組むのではなくて、総務費の中に組んどいて、そして七割補助とか五割補助とか三割補助って行く人数によってですね、決められるような形が良いのではないかっていう話においては、大変良い考え方だと、本当につくづく思いました。そういうことにおいての使い方であれば、私もなるほどなど、そう思ってたし、これが出た時にですね、私はそのことに使うんだとばかり思い込んでおり、そうではないと聞いた時には、愕然といたしました。こういうお金の使い方があるのかというふうに思いました。まあ、そういう意味においては、この補助金の出し方は、今までと違って大きな違いであるということ、ご認識をいただきたい。その点については、認識は共有できますよね？町長。

副議長（伊藤忠之）

町

長

町長（西 浩三） そういう考え方も出来るかなということ、共有をしたいと思います。

そういうことで、この交流補助金につきましては、色々な考え方があってというのが分かりましたんで、今後検討させていただきます。

副議長（伊藤忠之） しばらく休憩します。

議長（立石隆教） 再開します。

ご質疑ありませんか。

歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

七番（浦 英明） 議長、動議。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 私は、議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）に対する修正動議を、地方自治法第百十五條の二及び小値賀町議会会議規則第十七條の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ただいま、浦議員から、議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）に対し、修正動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。しばらく休憩します。

（修正案配付）

再開	休憩
午前	午前
十一時	十一時
二十八分	二十七分

再開	休憩
午前	午前
十一時	十一時
三十五分	二十九分

議長（立石隆教） 再開します。

議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）に対しては、浦議員から、お手元に配付しました、修正の動議が提出されました。

したがいまして、これを原案と併せて議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浦 議員

七番（浦 英明） 議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）の一部を修正する案の説明をいたします。

歳出の一款・議会費、一項、一目、九節の旅費十二万五千円は、次に説明します二款・総務費の歳出との関連性がありますので、十二万五千円を全額削除いたします。

次に、歳出の二款・総務費、一項・総務管理費、六目・企画費、十九節・負担金、補助及び交付金で計上されております四十五万円は、小値賀会交流旅費補助金であります。小値賀会は、県北、福岡、関西、関東の四ブロックあり、町長サイド、我々議員も、毎年何人か出席しております。この小値賀会を拠点にして小値賀町のまちづくり等、様々なPR活動、情報発信を全国的に展開しているところあります。大変お世話になっており、感謝いたしますと共に厚く御礼を申し上げますと思っております。

ところで、この四十五万円の内容は、小値賀会の四ブロックの方々がお互いに交流する、いわゆる四ブロックに移動するための旅費を予算化して流す仕組みだというふうに、私は理解しております。

以前に「ふるさと議会」を小値賀で実施した折には、旅費を出しましたが、あくまでも小値賀に来る人に対する補助であり、小値賀島外に居る方が、それも小値賀に来るのでなく、島外に移動する旅費を補助するのは少し無理があるのではないかとこのように思っております。小値賀会以外の組織の方が、今後このような形で出て来た場合に、その線引きが明確に出来ないのではないかと。この予算の使い道が違うのではないかとも思っております。

前例も無く、協議が不十分でありますので、今回の議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）における、一款・議会費、九節の旅費十二万五千円及び二款、一項、六目、十九節の小値賀会の交流旅費補助金四十五万円を全額削除することを提案するものであります。

それでは、皆さんのお手元に配付した修正案をご覧下さい。

一枚目をめぐりまして、二枚目です。

議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）に対する修正案。

議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）の一部を次のように修正する。

第一条中「二千七百八十五万四千円」を「二千七百二十七万九千円」に、「三十二億七千二百八十五万四千円」を「三十二億七千二百二十七万九千円」に改める。

第一表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、十七款・繰入金、補正前の額が一億四千九百三十四万一千円、補正額が一千七百四十万円が一千六百八十二万五千円に、合計の欄が一億六千六百七十四万一千円が一億六千六百六十六万六千円に、一項・基金繰入金、補正前の額一億四千九百三十三万九千円、補正額一千七百四十万円を一千六百八十二万五千円に、合計欄一億六千六百七十三万九千円を一億六千六百六十六万四千円に、歳入合計の補正前の額三十二億四千五百万円、補正額二千七百八十五万四千円を二千七百二十七万九千円に、合計額三十二億七千二百八十五万四千円を三十二億七千二百二十七万九千円に。

次、歳出です。

一款・議会費、補正前の額五千九百七十七万八千円、補正額十二万五千円を零に、合計額五千九百九十九万七千七百八千円に、一項・議会費、補正前の額五千九百七十七万八千円、補正額十二万五千円を零に、合計額五千九百九十九万三千円を五千九百七十七万八千円に、二款・総務費、補正前の額が四億三百三十三万八千円、補正額が六十九万四千円を二十四万四千円に、合計額四億四百三十二万二千円を四億三百五十八万二千円に、一項・総務管理費、補正前の額三億六千四百七十五万一千円、補正額六十九万四千円を二十四万四千円に、合計額三億六千五百四十四万五千円を三億六千四百九十九万五千円に、歳出合計、補正前の額三十二億四千五百万、補正額二千七百八十五万四千円を二千七百二十七万九千円に、合計額三十二億七千二百八十五万四千円を三十二億七千二百二十七万九千円に。

次の頁です。歳入歳出補正予算事項別明細書について、説明をいたします。

一の総括、十七款・繰入金、補正前の額が一億四千九百三十四万一千円、補正額千七百四十万円を一千六百八十二万五千円に、計一億六千六百七十四万一千円を一億六千六百六十六万六千円に、歳入合計、補正前の額三十二億四千五百万円、補正額二千七百八十五万四千円を二千七百二十七万九千円に、合計額三十二億七千二百八十五万四千円を三十二億七千二百二十七万九千円に。

七万九千円に。

次は歳出でございます。

一款・議会費、補正前の額五千九百七十七万八千円、補正額十二万五千円を零円に、合計額五千九百九十万三千円を五千九百七十七万八千円に、二款・総務費、四億三百三十三万八千円、これが補正前の額です。補正額六十九万四千円を二十四万四千円に、合計額四億四百三十二千円を四億三百五十八万二千円に、歳出の合計、補正前の額三十二億四千五百万円、補正額二千七百八十五万四千円を二千七百二十七万九千円に、合計額三十二億七千二百八十五万四千円を三十二億七千二百二十七万九千円に改めます。

それから次の頁ですね。二の歳入、十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金、補正前の額は零です。補正額一千七百四十万円を一千六百八十二万五千円に、計一千七百四十万円を一千六百八十二万五千円に、一節の振興基金繰入金一千七百四十万円を一千六百八十二万五千円に、合計額、補正前の額一億四千九百三十三万九千円、補正額が一千七百四十万円を一千六百八十二万五千円に、合計が一億六千六百七十三万九千円を一億六千六百六十六万四千円に改める。

次の頁です。三の歳出、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費、補正前の額が五千九百七十七万八千円、補正額十二万五千円を零円に、計の欄を五千九百九十万三千円を五千九百七十七万八千円に、補正額の財源の内訳として、一般財源額十二万五千円を零円に、計五千九百九十万三千円を五千九百七十七万八千円に、一般財源の内訳が十二万五千円を零円に、それから、二款の総務費、一項・総務管理費、六目・企画費、補正前の額が一千三百三十三万円で、補正額五十九万四千円を十四万四千円に、計一千三百九十二万四千円を一千三百四十七万四千円に、補正額の財源内訳として、その他四十七万四千円を零円に、一般財源十九万四千円を十四万四千円に、十九節・負担金、補助及び交付金四十五万円を零円に、計の欄として、補正前の額三億六千四百七十五万一千円、補正額六十九万四千円を二十四万四千円に、三億六千五百四十四万五千円を三億六千四百九十九万五千円に、財源の内訳として、その他マイナスの五十一万四千円をマイナスの九十一万四千円に、一般財源百二十万八千円を百十五万八千円に改めるものです。

以上、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（立石隆教）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

土川 議員

**五番（土川重佳）** ちよつと確認ですけれども、浦議員さんにちよつと質問いたします。今回の修正案は、議会費の旅費と企画費の旅費の分ですね、四十…の分ですよ？

お尋ねいたします。私、この議会費でね、まあ議会人としてですけど、ちよつと申し上げにくいんですけども、私は、この議会費の十二万五千円は、前ちよつとその東京とか関西小値賀会に行く時、議長と、まあ議長の分は出ますつちゆうことをちよつと聞いたつたんですね。聞いてました。その時に、議長からやっぱり少しは必要よねということも、ちよつと聞いたちよつとかなと私は思っております。それで今回のこの修正案には、議会費の十二万五千円は、ああこれ、あん時の数字ですかなあと認識しておりました。そしてまあ、企画費の旅費の分はですね、皆さんさつきご審議しておりましたけれども、やはり、お金の人の使い方と、まあ小値賀から行く人には良いんじゃないかと、まあそういうところは私も分かります。しかし、議会費に対して、まあ議会人から言うとはちよつとおかしいんですけども、私は前そのような認識で掴んでおりましたので、そこら辺をどう捉えているか、ちよつとお願いいたします。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**七番（浦 英明）** 私としても、やっぱり議会費をいじくるのは如何なものかと、大体原則的には思います。しかし、さっきの提案理由で説明したようにですね、この企画費と関連がある訳なんです。要するに企画費を認めた場合は我々の…認めた場合はじゃなくて、この我々の議会費がですね、それにさおされて、そのまま流されていくんじゃないかと、そういうことを一応懸念して、私は削除するというところで提案理由で申し上げておる訳ですけど。

**議長（立石隆教）** 土川 議員

**五番（土川重佳）** 浦議員さんの言うのは、十分わかりますけれども、私も議会人として本当に前聞いちよつと認識して、まあ良い事だということは常に思っております。しかし、今回のこの企画費に対しては、突然こうして現れた訳なんですけれども、先程、立石議長も色々質問しておりましたけれども、やはりそれはそうかなと、それでやっぱりお金の生きたお金の使い道ということに例えた場合ですね、それは私も同感いたしますけど、まあ浦議員さんの関連もあるからつちゆうことで分かりますけれども、ちよつとこれを聞きます。関連しているお金なんですけれども、小値賀のこの交流活動、やはり気合を入れ



ていこうと、小値賀会も人間が集まるのも少なくなつたつち、そんならどうしようかということもありまして、やつぱり各々が同級生が居るはずでございますので、やはり、さつき言うように「僕が行くから、お前さんも自由に連れてこいよ。」とやはりそういう経済効果を生むような、お金の使い方が一番最善と私は思っております。

それで第一番に、この議会費が出た時には、ああそれは良かったなあとは私はそこは思っておるんですよ。まあ、もう一回お願いします。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 同じ答弁になります。

やはり我々は議会人として、きちんと襟を正していかないと思っております。それで、先程、町長が答弁したようにですね、今後まあ色々検討することでございますので、まあ検討してから、我々にも教えてあげてもらえればよかつたんですけどですね、私とすれば唐突に上がつて来たところ、こういうふうにしておる訳なんです。だから、それがちよつと如何なものかと、こういうふうにして思つてる訳なんです。だから、提案理由のと通りの答弁で理解していただきたいと思ひます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

どうぞ、自席にお戻り下さい。

（浦議員、自席に戻る）

議長（立石隆教） これから討論を行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、修正案に賛成者の発言を許します。

岩坪議員

八番（岩坪義光） 私は、補正予算の修正案に賛成する者であります。

議会費の旅費十二万五千円、費用弁償は、議長が代表で小値賀会には公用で行っているところでもあるし、議員が行く場合は私は自己負担でも良いと思っておる中、そして企画費で小値賀会交流旅費補助金は、小値賀会の活動費として前例の無いことでもあるし、町外に補助することは、財政改革の観点から反対であります。

よって、修正案に、私は賛成いたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 私も、岩坪議員と一緒に今回の修正案に賛成をします。

今までのですね、予算の使い方がもう殆ど違うということと、「ふるさと納税」の関係もあり、次年度にははっきりした方向性を示すべきであり、今回の小値賀会の交流会は見送るべきだと思ひ、修正案に賛成いたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） 私も、浦議員の修正動議に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私も、福岡県小値賀会で事務局を任されていた時期があり、苦しい台所事情も十分存じておりますので、ともすれば原案に対して、正直助かるという気持ちが無いとは言えません。しかし、厳しいようですが、各小値賀会は自立運営していくのが基本であり、在るべき姿であると考えております。

少し紹介させていただきますが、福岡県小値賀会会則の第三条に、「本会は会員相互の親睦を図ると共に、常に小値賀町と密接に連携して郷土発展のために物心両面において、協力し合うことを目的とする。」とあります。この条文は、物心のうち、「物」、つまりお金とか物とか考えて良いでしょうか、それはその会から小値賀の方に向いているという意味をなしております。近年の経済情勢の中では、なかなか物心両面とまではいきませんが、それぞれの地域に軸足を置きながらも、会員の皆様の意識は常にふるさとを向いていると私は思っております、言われますように、各小値賀会の相互交流もお互いの発展のために必要であることは十分に認識しておりますが、それも毎回毎回ということではなくて、十周年、二十周年といった記念事業の祝賀に駆けつける頻度で良いのではないかと私は思います。勿論、会を代表して出席するのであれば、その経費は、計画性を持って、各会の予算の中から工面すべきですし、周年事業に限らず、友人・知人・同級生に会いたいと

いうなら、当然、自己負担すべきものであると考えます。

現在の我が町の財政状況の中で、件のような支出について、町民の理解は到底得られないと思います。以上の理由により、修正の動議に賛成する者であります。

議員の皆様のご賛同をお願いして、私の討論を終わります。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

よって、議案第三四号、平成二十四年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、修正可決されました。

日程第七、議案第三五号、財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

**町長（西 浩三）** 議案第三五号、財産の取得について、提案理由をご説明いたします。

取得する財産は、小値賀町消防団第一分団に配備する予定の消防ポンプ自動車でございます。

更新するポンプ車は、平成七年十一月に配備され、購入後十七年以上経過し、老朽化に加え、塩害により故障が頻繁に起きていた状況であり、部品調達も難しくなってきたことにより、更新するものであります。

六月十一日に指名競争入札を行いまして、ヤナセ産業株式会社佐世保営業所が一千九百一十萬円で落札しましたので、購入契約を締結するものでございますが、取得価格が七百萬円を超えておりますので、地方自治法第九十六条第一項第八号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、本案をご提案申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

あらかじめ皆さん方にご了解をいただきたいと思えます。

もう昼十二時になりますが、あと少しでございますので、このまま継続させていただきます。

よろしく願います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

**九番（伊藤忠之）** 今回の入札によって減額になっております。当初で二千二百万、それでこの際の財源内訳として二千二百万が地方債になっております。今回の減額によって、地方債はどのくらいになりますか？

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

起債対象の百分になりますので、この事業費のうち、起債の対象になる部分には、辺地債が充当されることとなります。この事業費につきましては、一部起債対象外のものも付属備品として入りますので、この事業費そのものが起債の対象になる訳ではございません。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） それでは、確認のために伺いますが、もう地方債の金額は当初予算の二千百万と変わらない訳ですね？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 後程、変更の手続きに入ります。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三五号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三五号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第八、発議第二号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

三番（宮崎良保） 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、趣旨説明を行います。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書につきまして、小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出する提案理由を申し上げ、政府に対して要望するものであります。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間での教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものであります。

また、当該制度は、国による教育分野の「最低保障」というべきものであり、地方分権の推進を阻害するものではなく、すべての国民に対し適正な規模及び内容の義務教育を保障することは国の重要な責務であります。

さらに、未来を担う子どもたちに対して、一人ひとりの国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹となるものであります。

しかし、平成十八年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担率は二分の一から三分の一に引き下げられました。

現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されていますが、平成二十四年の地方交付税は十七・五兆円、前年度対比〇・五%増で、義務教育費にとって恒久的に安定した財源とは言えません。

全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を二分の一に還元すべきであります。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命であります。

よって、国におかれては、義務教育費の負担率を二分の一に還元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

提出理由を終わります。

**議長（立石隆教）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

伊藤忠之議員

**九番（伊藤忠之）** 私は、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案に賛成する者であります。

子どもたちは、全国どこに生まれ育っても、等しく一定水準の同質な教育を受ける権利を持っております。

しかし、今日の情勢は、教職員の定数削減や義務教育費国庫負担金の減額など、様々な地理的事情や課題を抱えた地方の教育が縮小され、まさに切り捨てられようとしております。特に離島である本町のような児童・生徒数の少ない小中学校を抱えた自治体においては、教育の低下が懸念されます。

教育予算は未来への先行投資であり、教育の充実は国の責務であります。

義務教育費国庫負担金制度の国の負担を二分の一へ還元等、義務教育の水準確保が望まれます。

よって、本意見書案に賛成いたします。

以上で、賛成討論を終わります。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第二号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、発議第二号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。

**日程第九、各委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。**

各委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、六月定例会以降の長崎県町村議会議長会等が主催する会議及び研修会に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十四年小値賀町議会第二回定例会を閉会いたします。

― 午後 零時 九分 閉会 ―